平成２１年（フ）第２３２号
鳥取県米子市角盤町３丁目105番地
債務者　住田　誠人
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２４号
山口県岩国市玖珂町4907番地１
債務者　橋本　省治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３４号
山口県柳井市伊保庄2554番地１
債務者　片山　政彦
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３６号
山口県岩国市麻里布町５丁目12番18―503号
債務者　中本やよひ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３７号
山口県岩国市美和町佐坂375番地４
債務者　山田　博晴
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２９２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2291番地４
債務者　開田　淨一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０６号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内２丁目６番13号
債務者　正司　　功
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０８号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3126番地６
債務者　古賀　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１０号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙1116番地
債務者　馬場加代子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１１号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地118
債務者　北島　勝也
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１２号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地118
債務者　北島　留子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１３号
佐賀県武雄市武内町大字真手野19801番地
債務者　山田　博美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６８０号
川崎市川崎区桜本２丁目22番６号　和美荘101
債務者　兵田　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
広島県福山市御幸町大字中津原593番地
債務者　猪原　智子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３３５号
福島市大森字丑子内61番地の13
債務者　阿部　義則
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
奈良市法華寺町82番地の１　グリーンパーク奈良309号
債務者　松本　全恭
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６７０号
奈良県生駒郡安堵町西安堵１―１　メゾン・メルヴェーユ202号、住民票上の住所奈良県桜井市大字大福380番地の45
債務者　宮浦　洋平
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７０３号
奈良市大宮町４丁目273番地の１　奈良スカイハイツ307号
債務者　野村　章裕
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所